

## 国民健康保険・国民健康保険組合に加入している方へ

- 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証の交付申請及び変更届（加入している医療保険が国民健康保険又は国民健康保険組合に変更となった場合を含む）には、「マイナンバー」が必要です。
- マイナンバーの提出の際には、申請者の「マイナンバー確認」と「身元確認」が必要です。

### (1) 本人確認について（マイナンバーの確認と身元確認）

- ① 郵送の場合、又は家族の方等が、窓口を持参のみ行う場合
  - ・申請者のマイナンバー確認書類（写し）と身元確認書類（写し）を同封してください。
- ② 窓口で、申請者が提出する場合
  - ・申請者のマイナンバー確認書類（原本）と身元確認書類（原本）をお持ちください。
- ③ 窓口で、申請者以外の方が提出する場合
  - ・申請者以外の方が窓口で提出する場合、表面（2）の委任状欄の記入が必要です。
  - ・申請者のマイナンバー確認書類（コピー可）をお持ちください。
  - ・窓口に来られた方の身元確認書類（原本）をお持ちください。

(注) 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業参加者証交付申請書又は変更届に添付している場合は、省略することができます。

### (2) 本人確認書類について

個人番号（マイナンバー）の確認	身元（実在）の確認
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between; width: 100%;"> <span>裏</span> <span>個人番号カード（マイナンバーカード）</span> <span>表</span> </div> </div>	
<div style="border: 1px solid orange; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">通知カード</div> <p>又は</p> <div style="border: 1px solid orange; padding: 5px;">個人番号が記載された住民票</div>	<div style="border: 1px solid green; padding: 5px; margin-bottom: 10px;">                     写真付きの身分証明書：1点                      （運転免許証、パスポート など）                 </div> <div style="border: 1px solid green; padding: 5px;">                     上記がない場合：2点                      （医療保険証、住民票、所得課税証明書、年金手帳、肝炎治療受給者証 など）                 </div>

※身元確認ができる主な書類（例）

官公署が発行した運転免許証などの写真付きのものは1枚で、  
写真付きのものがない場合は、2枚で本人確認させていただきます。

1枚で身元確認ができる書類（※）	2枚で身元確認ができる書類（※）
個人番号カード、療育手帳、運転免許証、パスポート、 運転経歴証明書、在留カード、身体障害者手帳、 特別永住者証明書、精神障害者保健福祉手帳 など	医療保険の被保険者証、所得課税証明書、児童扶養手当証書 特別児童扶養手当証書、年金手帳、介護保険被保険者証、 住民票（番号確認に使用した場合を除く）、肝炎治療受給者証 特定医療費（指定難病）受給者証 など

**（※）申請者の氏名・住所・生年月日が記載されているものに限りです。**